

医師等資格確認検索システムの改善について

平成 20 年 9 月 29 日

「埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件」
被害者遺族 古館 恵美子

厚生労働省は、平成 19 年 4 月よりスタートしたインターネットで医師免許の資格確認が行えるシステムを、丁度 1 年を経て平成 20 年 4 月に更新した（医師等資格確認システム <http://licenseif.mhlw.go.jp/search/top.jsp>）。これによって医師法の規定による 2 年に 1 度の届出（平成 18 年末の届出 提出期限は同 19 年 1 月 15 日）を行った医師だけが掲載されるようになった（平成 19 年 1 月以降に免許を得た者を除く）。

旧システムは、既に死亡した医師が数万人分も掲載されていたため、利用者にとって極めて精度の低い情報システムであることを当初から指摘されていた¹。今回の更新により、2 年に 1 度の届出後に死亡し、医師の遺族から登録抹消の手続きが済んでいない場合を除き、死亡している医師は掲載されなくなったが、「届出制」にしたため全ての医師を検索できない事態が新たに生じている。

医師法第 6 条には、「医師は厚生労働省令で定める 2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）、その他厚生労働省で定める事項を、当該年の翌月 1 月 15 日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届けなければならない」とある。

埼玉医科大学抗がん剤過剰投与事件で、業務上過失致死罪の有罪が確定した医師 3 人は、医業停止の行政処分を受け、すでに停止期間は終了しているが、このうち検索できるのは、届出を出している当時の主治医・墨一郎だけである。

当時の教授・川端五十鈴と指導医・本間利生が検索できないということは、両名とも届出をしてないと思われる。厚生労働省が多額の税金を使ったにもかかわらず、医師免許の資格確認すら正確にできないうえ、3 人が今どこで医師を再開しているのかの情報も得られない。過去に行政処分を受けた医師が何事も無かったような顔をして、またどこかで患者を診察しているかと思うと身体が震える想いである。

何故このシステムが必要となったのか。誰のためのシステムなのか。厚生労働省は本来の目的を見失ってはいないのか。患者にとって重要な医師の情報が殆ど公開されない現状では、医療事故に遭う可能性は誰にでもあるといえる。

厚生労働省は、形だけの全く意味の無い中途半端な検索システムを放置せず、医療の安心・安全を願う国民の声に応えて、全ての医師に届出を義務付け、情報を公開するよう改善すべきである。

以上

¹ 当会ホームページ：2007 年 10 月 29 日「医師等資格確認検索システムについて <http://www.ll.em-net.ne.jp/~deguchi/news/2007/1029.htm>」も参照されたい。